

議 会 承 認 前 に 指 名 停 止

仮契約解除し違約金

談合事件で対応策 自治体、制度化へ動く

地方自治体の工事発注で、議会の契約承認が必要な大規模工事の仮契約期間中に落札業者（仮契約者）が指定停止となった場合、自治体が業者に違約金を請求する動きが出てきた。東京・千代田区は27日に発注公告した入札から、仮契約の解除と違約金請求を公告に明記。京都市も今月、仮契約段階での違約金制度を創設し、運用を開始した。いずれも、入札でいったん落札者が決まったにもかかわらず、談合事件の影響で本契約に至らなかったケースが生じたを受けた対応策で、今後、同様の動きが全国に広まる可能性もある（4面に関連記事）。

東京・千代田区 27日公告分から 京都市 今月運用開始

請負契約を結んだ後、不正行為が発覚した場合に受注業者から違約金を取る制度は、請負契約の違約金特約条項などとして国や自治体の多くが導入しているが、仮契約段階での違約金請求を制度化した例はこれまでないとみられる。

千代田区は、「千鳥ヶ淵四季の道整備工事」を4月に発注公告し、5月に入札を実施して落札者を決めていたものの、区議会が契約議案を承認する前に、落札者が防衛施設庁発注工事をめぐる談合事件に絡んで公正取引委員会から排除措置命令を受け、本契約を辞退していた。

区はこうした事例の再発を防ぐため、入札後に公取委の排除措置命令などを受けて指名停止となった落札業者とは、仮契約を解除できるようにすると同時に、落札金額の10%相当の違約金を請求するとの文言を公告文に明記。27日に同工事の発注を再公告した。

今後、区議会の契約承認が必要となる予定価格1億5000万円以上の工事の入札は、すべて対象となる。工事の再発注に伴う区の損害額が違約金の額を超過した場合に、区が超過額について追加請求できることも定めた。

都によると、指名停止に伴う仮契約解除と併せて違約金請求の規定を定め、指名停止が予測される公取委から事前通知を受けた段階で区に連絡することも求めている。

一方、京都市は、昨年度に入札を行った大規模工事の落札業者が、和歌山県発注工事をめぐる談合事件で3カ月以上の参加停止（指名停止）を受けたため、仮契約を破棄したことをきっかけに違約金制度を創設した。

仮契約の解除はこれまでも行ってきたが、今月からは違約金の請求も行うよう制度を変更している。

対象は議会承認が必要な予定価格4億円以上の札金額の5%を違約金として請求する。

19年 7月 31日

建設工業新聞